

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識
109

若者の除毛剤による皮膚障害に注意！

事例1 「敏感肌用」と書かれた除毛クリームを使用したところ、肌に赤い発疹が広がり、腫れてしまった。

事例2 インターネット通販で購入した除毛クリームを背中に塗つたら発疹が出た。医師から除毛剤が原因と言われば業者に伝えたが解約や返品に応じてくれない。

事例3 高校生の娘がスマホで除毛クリームを申し込んだら定期購入だった。使用後かぶれたので解約を申し出ると、5回購入が条件だと断られた。

事例4 動画サイトの広告でお試し価格980円の除毛剤を注文。定期購入だった。肌が赤くなり解約を告げると定価との差額を請求された。

・除毛剤は医薬部外品です。男性では、ひげなどの除毛を目的に顔面に使用し、皮膚に炎症を起こすこともあります。顔面には使用できないことなど用法・用量や使用上の注意をよく確認し、正しく使用しましょう。

「敏感肌用」「肌に優しい」等の記載があつても自分の肌に合わない可能性もあります。まずは1回分を購入し、使用前にテストをして自分の肌に合うかどうか確認してから使用しましょう。

・肌に異常が生じた場合は直ちに使用を中止し、症状がひどい場合は皮膚科医を受診しましょう。その際は、使用した除毛剤を持参するようにしてください。・インターネット広告の「お試し」という文言で定期購入だと思わずに契約してしまう、また返金保証やいつでも解約可能であるといったうたい文句につられて契約する事例が多くみられます。通信販売で除毛剤を購入する場合は、1回限りか、2回目からはいくらか、解約方法など契約内容を必ず確認しましょう。

▼相談日時 午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話番号 0569-153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。

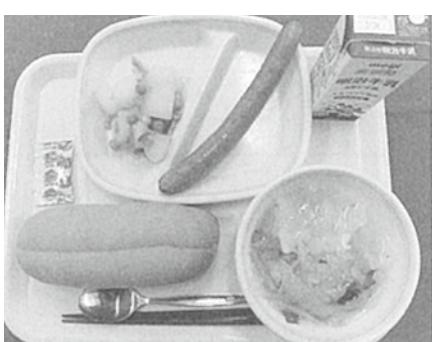
かみのかわ平成史 第31回 平成31年(2019)

これまで30回にわたり平成の歴史とともに町の出来事を振り返ってきたかみのかわ平成史は、ついに今号で最後の年を迎えることとなりました。今号では平成の終わる4月30日までの出来事について紹介します。

4月30日に上皇陛下が譲位して「平成」は幕を閉じ、5月1日に天皇陛下が即位して新元号「令和」に改元されました。天皇の退位は、江戸時代の光格天皇以来約200年ぶりでした。

令和の元号は、我が国最古の和歌集『万葉集』の文言から引用されており、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められています。

町の学校給食では、平成にあつた出来事をテーマにした「ありがとう むきよなら 平成給食週間」を4月に実施しました。長野オリンピック開催にちなんだ長野の定番給食「きむたくごはん（キムチとたくあん）」、なでしこジャパンが優勝した女子サッカーワールドカップのドイツ大会にちなんだ「ソーセージとパン」、スカイツリー建設にちなんだ東京の郷土料理「ちゃんこと深川飯」などを1週間にわたって提供しました。さて、かみのかわ平成史は来月号が最終回です。来月号では、平成31年間の町の移り変わりをみてみたいと思います。



ドイツ料理給食